

報告第 1 2 号

処分事件報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和 7 年 8 月 1 5 日処分）

令和 7 年 9 月 3 日提出

筑西市長 設 楽 詠美子

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和７年８月１５日

筑西市長 設 楽 詠美子

記

- １ 相手方 結城市在住個人
- ２ 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- ３ 損害賠償の額 金１８，７５０円

別記

- 1 事故の種類 車両自損事故
- 2 事故の相手方 結城市在住個人
- 3 事故の概要

令和7年4月5日午後9時頃、玉戸地内の市道において、道路上の穴により、当該道路を走行中の相手方車両左側前方のタイヤ1本を破損させた。

なお、当該事故の過失割合は、相手方5割、当市5割である。